

地域包括ケアシステムの構築と 公的保険外サービスの活用促進

平成29年3月30日(木)

厚生労働省老健局振興課
課長補佐 加藤 康平

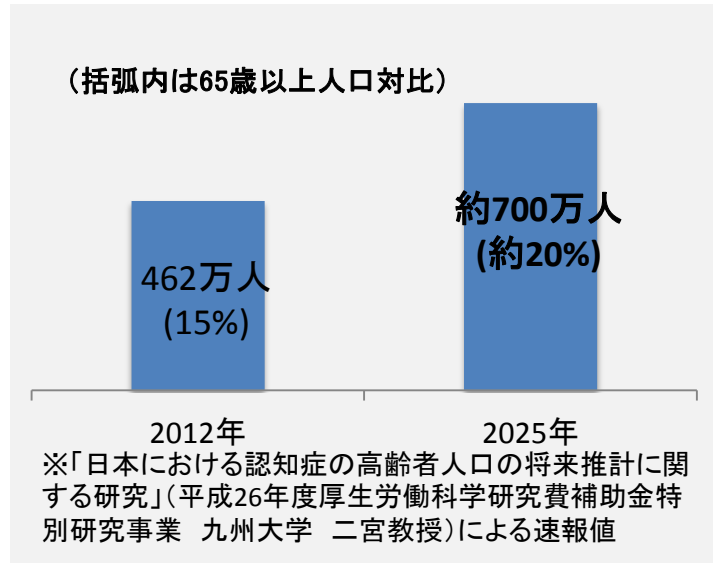
今後の介護保険をとりまく状況

- ① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,878万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

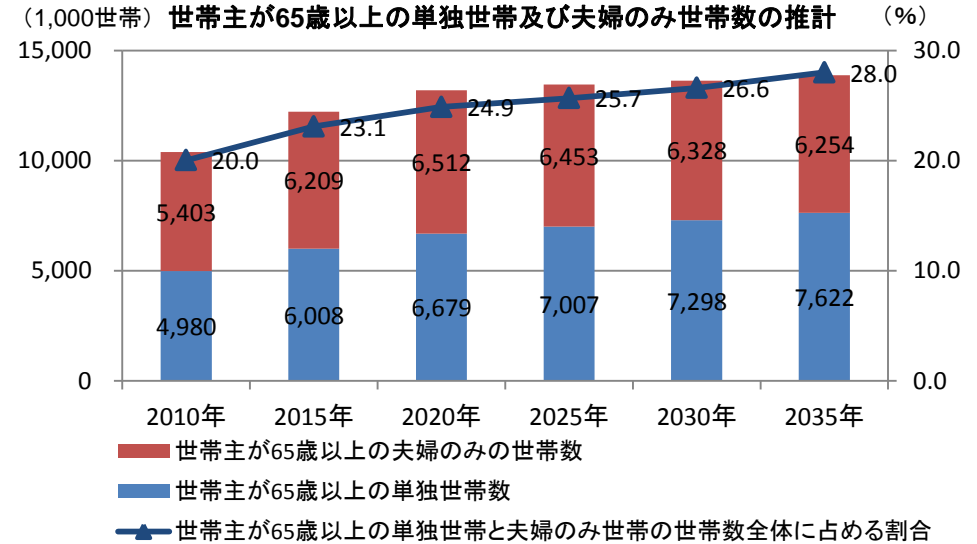
| | 2015年 | 2025年 | 2055年 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 65歳以上高齢者人口(割合) | 3,395万人(26.8%) | 3,657万人(30.3%) | 3,626万人(39.4%) |
| 75歳以上高齢者人口(割合) | 1,646万人(13.0%) | 2,179万人(18.1%) | 2,401万人(26.1%) |

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(全国推計)(平成24(2012)年1月推計)」より作成

- ② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



- ③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25(2013)年1月推計)」より作成

- ④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

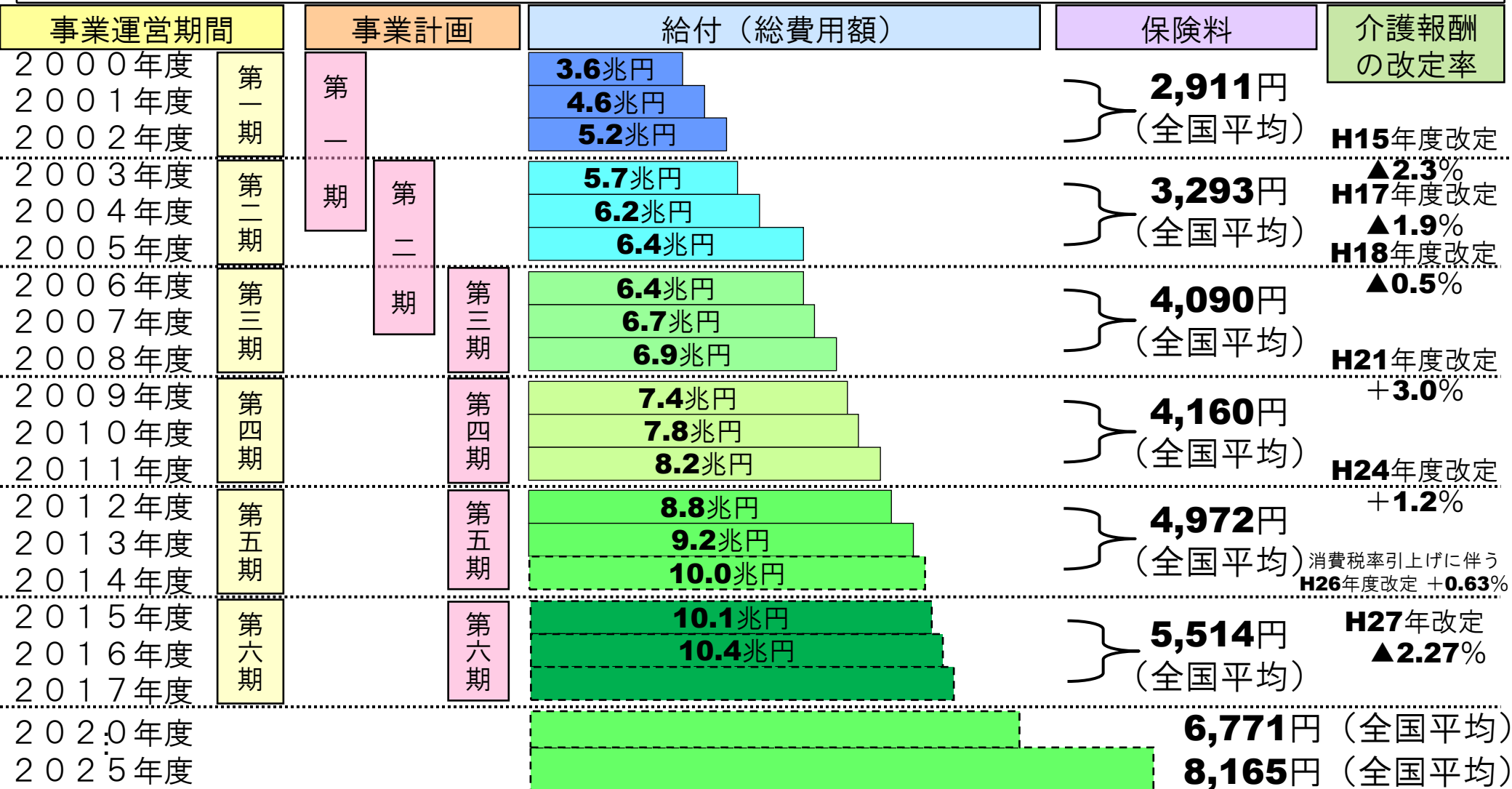
※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

| | 埼玉県(1) | 千葉県(2) | 神奈川県(3) | 愛知県(4) | 大阪府(5) | ~ | 東京都(11) | ~ | 鹿児島県(45) | 秋田県(46) | 山形県(47) | 全国 |
|--------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|---|-------------------------------|---|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 2015年 <>は割合 | 76.5万人 <10.6%> | 71.7万人 <11.6%> | 101.6万人 <11.1%> | 81.7万人 <10.9%> | 107.0万人 <12.1%> | | 147.3万人 <11.0%> | | 26.7万人 <16.2%> | 18.8万人 <18.4%> | 19.0万人 <17.0%> | 1645.8万人 <13.0%> |
| 2025年 <>は割合 ()は倍率 | 117.7万人 <16.8%> (1.54倍) | 108.2万人 <18.1%> (1.51倍) | 148.5万人 <16.5%> (1.46倍) | 116.6万人 <15.9%> (1.43倍) | 152.8万人 <18.2%> (1.43倍) | | 197.7万人 <15.0%> (1.34倍) | | 29.5万人 <19.4%> (1.10倍) | 20.5万人 <23.0%> (1.09倍) | 20.7万人 <20.6%> (1.09倍) | 2178.6万人 <18.1%> (1.32倍) |

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より作成

介護給付と保険料の推移

- 市町村は3年を1期(2005年度までは5年を1期)とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。
保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定。
- 高齢化の進展により、保険料が2020年には6,771円、2025年には8,165円に上昇することが見込まれており、地域包括ケアシステムの構築を図る一方、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化も必要となっている。

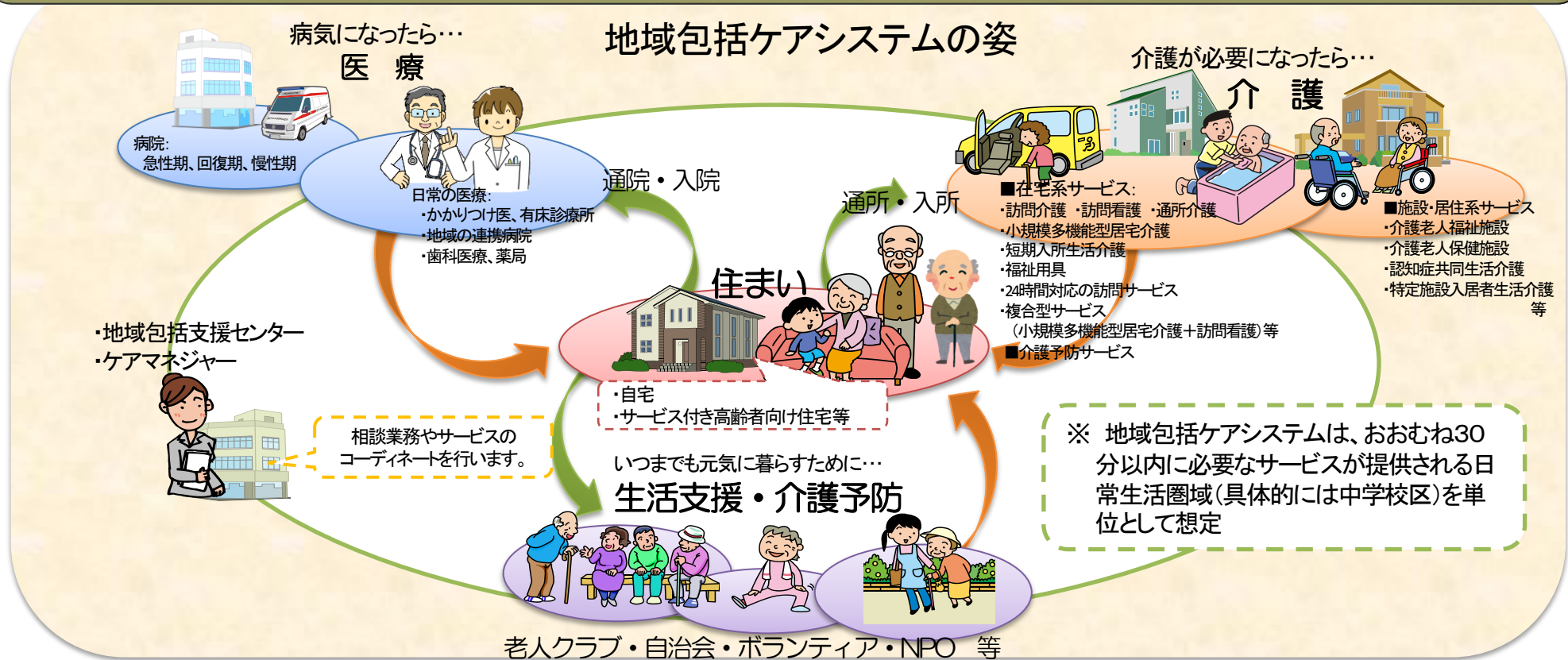


※2013年度までは実績であり、2014～2016年度は当初予算(案)である。

※2020年度及び2025年度の保険料は全国の保険者が作成した第6期介護保険事業計画における推計値。

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



支え合いによる地域包括ケアシステムの構築について

- 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「介護」「医療」「福祉」といった専門的サービスの前提として、「住まい」と「介護予防・生活支援」といった分野が重要である。
- 自助・共助・互助・公助をつなぎあわせる(体系化・組織化する)役割が必要。
- とりわけ、都市部では、意識的に「互助」の強化を行わなければ、強い「互助」を期待できない。



自助：
・ 介護保険・医療保険の自己負担部分
・ 市場サービスの購入
・ 自身や家族による対応

互助：
・ 費用負担が制度的に保障されていないボランティアなどの支援、地域住民の取組み

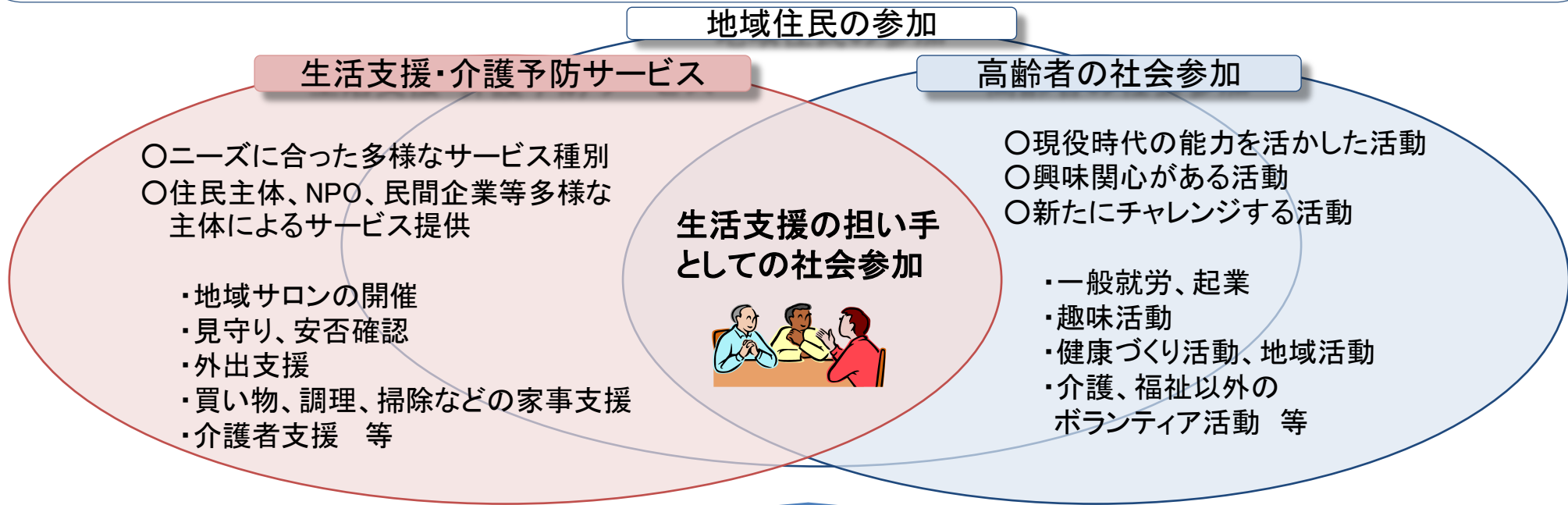
共助：
・ 介護保険・医療保険制度による給付

公助：
・ 介護保険・医療保険の公費（税金）部分
・ 自治体等が提供するサービス

地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」(平成28年3月)より

生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化

バックアップ

都道府県等による後方支援体制の充実

保険外サービス活用ガイドブックについて

- 介護保険外サービスを創出するにあたって参考となる事例やノウハウを記載した「保険外サービス活用ガイドブック」を平成28年3月に策定。これを活用し、より多くの民間企業による地域包括ケアシステムの構築に向けたビジネスへの参入・拡充を促進。

(1) 実現したい姿

- ① 高齢者のQOL向上(自立促進・介護費適正化)
- ② 介護事業者等の保険外収入の確立(待遇改善等)

(2) 課題

- 介護保険内のサービス提供にとどまり、高齢者の多様なニーズに必ずしも対応できていない
- 事業者及び自治体の担当者も、保険外サービス活用の事例が少ないため、踏み込むことに躊躇

(3) 具体策: 保険外サービス活用のための環境整備

ノウハウ・事例の共有【厚労省・経産省・農水省】

→ 介護保険外サービスを創出するにあたって参考となる事例やノウハウを記載した「**保険外サービス活用ガイドブック**」を、**厚労省・経産省・農水省**の連名で策定。事業者及び地方自治体に対して普及・啓発を行う。

<ガイドブック掲載事例>

○ 小売業者が提供する生活支援サービス

食料品等の注文を電話等で受付けて宅配する際に身の回りの困りごとを聞き、要望に応える形で生活支援サービスを提供

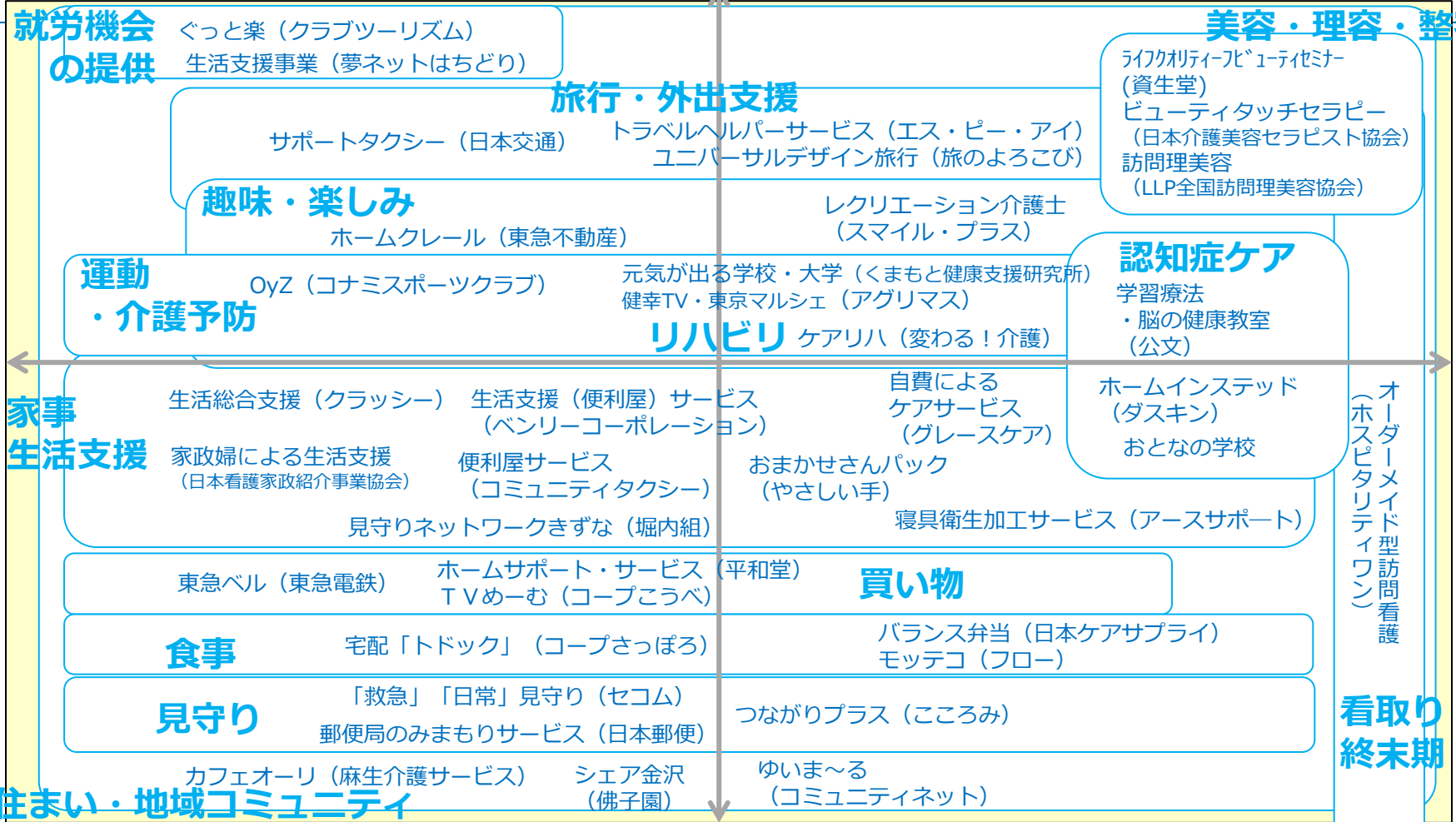
○ シニア向けの美容講座

美容のエキスパートがシニア向けに、化粧テクニックのレクチャーや、参加者自身で化粧を楽しむレクリエーション等のサービスを提供

ガイドブック掲載事例の全体像

楽しみ・喜び（ゼロからプラス）

働き手



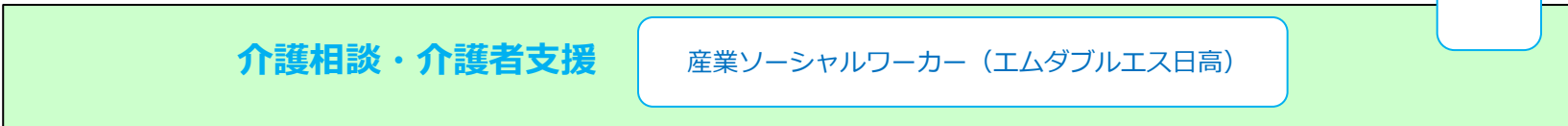
高齢者本人対象

アクティブ

要介護

不の解消（マイナスからゼロ）

家族・介護者



地域包括ケアシステム構築に向けた 公的介護保険外サービスの参考事例集

保険外サービス活用ガイドブック

厚生労働省 農林水産省 経済産業省

平成28年3月

サービス分類 趣味・楽しみ 対象顧客層 元気 要支援 要介護 ニーズ 趣味・楽しみ

レクリエーションの活性化で介護現場により多くの笑顔を

レクリエーション介護士

スマイル・プラス株式会社

【利用者(資格受講者)からみて】
介護職や介護の現場に関わりたい人が「レクリエーション」についての専門的な知識・ノウハウを学ぶことができる

【事業として】

1. 介護現場の声や専門家の意見に基づく体系的な教育を通信・通学・団体などの幅広い形で提供
2. 素材提供サイト、人材育成、人材マッチングと収益源を多角化
3. 地域コミュニティ作りや介護予防を目的とした「レク・カフェ」も展開

●高齢者の「生きる喜び」や「楽しみ」を見出す支援をし、介護現場により多くの笑顔をもたらすべく、専門的・体系的教育が行われていない「レクリエーション」に着目して資格化

レクリエーション介護士資格 ●200以上の介護施設を訪問し、現場の声を聞きつつ、専門家の知見も踏まえて教育内容を策定
●通信教育事業者、介護教育事業者と組んで、通信・通学、団体での受講が可能

事業採算性 ●素材サイト「介護レク広場」、人材育成事業「レクリエーション介護士」、求人サイト「介護レクワーク」の3事業で採算確保を狙う

●商店街の空き店舗を活用し、介護レクリエーション人材の育成や高齢者の憩いの場の創出を目指す「レク・カフェ」の展開にも着手

商品・サービス概要 “人を支える人”を支える”を理念に、素材・人材からレクをサポート

【商品・サービス】

- レクリエーション介護士**
介護従事者、介護業界に興味のある人、介護が必要な方の家族、ボランティア希望者などを対象にしたレクリエーションに関する民間資格。「高齢者とスムーズに接するコミュニケーション力」、「高齢者が楽しめるレクリエーションを企画する力」、「アイデアを実践する力」を身につけることができる。個人で受講する場合は約3ヶ月の通信講座か2日間の通学講座で取得できる。介護施設等の団体での受講にも対応している。
(一般社団法人 日本アクティブコミュニティ協会が認定)
- 介護レク広場**
介護レクリエーション素材を無料でダウンロードできるサイト。5,000点を越える塗り絵や計算問題が利用でき、全国で7万人以上が会員登録している。
- 介護レクワーク**
介護レクリエーションに特化した成功報酬型人材マッチングサイト。レクリエーション介護士の資格を取得し、介護現場で働きたい人と、レクに力を入れている介護事業所とをマッチングさせる。



主な利用者とQOL向上のポイント

- 利用者のプロフィール(レクリエーション介護士受講者):レクリエーション介護士の合格者は7割は介護現場で既に働いている人だが、3割は介護現場での勤務経験のない人である。レクリエーションを通じて、介護現場で働く人の裾野を広げたいと考えている。
- QOL改善・向上のポイント(対応するニーズ):レクリエーションに積極的に取り組んでいる介護施設では、「日々の生活の中に、生きる喜びと楽しみ」や「笑顔」が生まれる。それによって現場の介護士のやりがい、モチベーションにつながっている。

第二 具体的施策

1 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

2. 世界最先端の健康立国へ

(2) 新たに講ずべき具体的施策

② 介護を支える保険外サービス市場の創出・育成・見える化

介護分野での保険外サービス市場を創出・育成し、介護・認知症予防、生活支援や見守り、介護食等の、高齢者が地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう支える選択肢を充実させていく。地域における多様なサービスについて利用者や家族、自治体やケアマネジャー等の関係者が適切に情報を取得できるよう、自治体が商工会等とも連携しつつ、ケアマネジャーや高齢者等に対し、地域の保険外サービスについての説明会や体験会を実施するなどの取組を支援する。加えて、医療・介護関係者等のネットワークを活用し、介護食品の普及に向けた取組を本年度中に実施する。

また、地域において自治体と民間事業者が連携して取組を進めるよう、「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集(保険外サービス活用ガイドブック)」(平成28年3月31日厚生労働省・経済産業省・農林水産省作成)を活用してノウハウを普及させながら、サービスの担い手として民間事業者の活用も重要である旨自治体に対して周知啓発を行う。

事業概要

介護に取り組む家族が抱える課題やニーズについて調査を行ったうえで、勤務先である企業の従業員向け介護者支援の取組事例や、介護者支援を行う民間サービス事例を収集・分析し、今後の介護者支援の民間サービスに期待される視点や事業展開上必要となる考え方について整理を行う。その成果をセミナー等で発信することによって、多くの民間企業による介護者支援サービスへの参入・拡充促進を図るとともに、勤務先企業での民間サービスの活用を促進することを目的とする。

<参考>「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(抄) (平成27年11月26日 一億総活躍国民会議決定)

Ⅱ 緊急に実施すべき対策

3. 「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策

■ 介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援体制の充実

- 介護に取り組む家族のための総合的な相談機能を地域・職域を通じて強化する。また、介護と仕事の両立についても、地域包括支援センターにおけるケアマネジャー(介護支援専門員)が助言できる体制を整える。さらに、ボランティア等による認知症の人の居宅訪問や民間による見守りサービスの育成・展開など家族に対する支援を推進する。

平成29年3月30日にセミナー開催決定！！

ガイドブック公表後の動向と介護に取り組む家族向け民間サービスの事例を紹介！！

<紹介予定の取組事例>

| ガイドブック公表後の動向と自治体の取組事例 | 介護に取り組む家族向けの保険外サービス事例 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 自治体が地域で保険外サービスを提供する民間事業者と連携協定を締結し、広報等を通じて情報発信支援等を行っている事例○ 自治体が地域の保険外サービスの情報を集約し、住民に対し広く情報提供を行うためのウェブサイトを開設している事例○ 地域で保険外サービスを提供する民間事業者がネットワークを構築し、住民に対する総合的な情報提供や新しい価値の創出を試みている事例 | <ul style="list-style-type: none">○ 介護離職防止の観点から、一般企業向けにBtoBで現状分析、セミナー、相談支援などのサービスを提供している事例○ 保険内外の情報を集約し、事業者と介護に取り組む家族をマッチングするサービスを提供している事例○ 自治体等に対し、地域で認知症高齢者等の見守りを行うための支援ツール(アプリケーション)を提供している事例 |

セミナーの内容や資料等は、後日、厚労省HP等を通じて公表予定

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

ご清聴ありがとうございました



咲かそう、地域包括ケアの花！

出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

厚生労働省HP「地域包括ケアシステム」
もぜひご覧ください

地域包括ケアシステム

検索

クリック

「地域包括ケアシステム」で検索してください。

介護事業所を検索するなら

